

福井厚生病院通所リハビリセンター 運営規程

《管理事項》

第1条 医療法人厚生会（以下、「事業者」という）が設置する福井厚生病院通所リハビリセンター（以下、「事業所」という）が行う指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

《事業の目的》

- 第2条 指定介護予防通所リハビリテーションに関して、要支援状態にあるもの（以下「要支援者」という）に対し心身機能の改善、環境調節等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを目的とする。
- 2 要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る為適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

《運営の方針》

- 第3条 事業者が実施する指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの従事者は、要支援者及び要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
2. 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションは、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
3. 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係する市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

《名称および所在地》

第4条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名 称 | 福井厚生病院通所リハビリセンター |
| (2) 所在地 | 福井県福井市下六条町2 1 7 番地 |

《従業者の職種、員数、および職務内容》

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|-------|-----------------------|
| (1) 管理者 | 1 人 | 通所リハビリテーションにおける管理を行う。 |
| (2) 医師 | 1 人以上 | 計画の策定と実施に関する指示を行う。 |
| (3) 専従従業者 | 6 人以上 | 観察・指導及び看護・介護ケア等を行う。 |
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1 人以上 | 機能訓練計画表の作成や機能訓練等を行う。 |

《営業日及び営業時間》

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し12/31～1/3までは休みとする）
- (2) 営業時間（受け入れ可能な時間） 午前 8 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。
- (3) サービス提供時間
 - ・ 指定介護予防通所リハビリテーション 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。
 - ・ 指定通所リハビリテーション 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。
- (4) 延長対応時間 午前 8 時 0 0 分から午前 9 時 0 0 分および
午後 4 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。
※但し、緊急時は相談に応ずるものとする。
(延長時・時短時は自己送迎を原則とする。)

《指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの利用定員》

第 7 条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを合計した利用定員は、70 人とする。

《指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの内容》

第 8 条 実施する指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションは次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助、日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う
- (2) 健康状態の確認
- (3) 個別リハビリテーションの提供
- (4) 口腔機能改善のためのサービス
- (5) 栄養改善のためのサービス
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 若年性認知症対応
- (10) 相談、助言等に関すること
- (11) 利用者及び家族等の日常生活における介護などに関する相談及び助言
- (12) 時間延長サービス対応（別途協議）

《通常の事業の実施範囲》

第 9 条 福井市とする。

（上記以外の地域の利用者については相談に応じる。）

《利用料その他の費用の額》

第10条 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションを提供し

た場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

2. 前項の支払いを受ける他、利用者から次の各号に掲げる額の支払いを受ける事ができる。

(1) 食費 ・ 普通食 : 1食あたり 690円 (おやつ代込み)

・ ミキサー食、刻み食、ご飯大盛、お粥 : 1食あたり 798円 (おやつ代込み)

(2) レクレーション費用・教材費 ・ 実費

(3) 日常生活においても通常必要な物にかかる費用で、利用者か家族等が負担する事が適当と認められる費用 ・ 実費

前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(4) 延長料金

利用者の希望によりサービス提供時間を超えるご利用の場合、別途協議の上、30分を増すごとに500円の延長料金を頂く。なお、利用分数に関わらず設定金額の請求とする。

(5) キャンセル料

利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなく、当日になって申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金を頂く場合がある。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではない。

① 利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

② 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用者負担相当額

(6) 食事キャンセル料

利用日当日の午前8時30分までに休みの連絡がなかった場合には、食事キャンセル料として、食費（普通食690円、ミキサー食・刻み食・ご飯大盛・お粥798円）を頂く。

《サービス利用にあたっての留意事項》

第11条 利用者は、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 事業所内では飲酒しないこと。

(3) 喫煙は決められた場所ですること。

(4) 第13条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(5) 通所リハビリテーションの機能訓練コーナーを利用する際は、理学療法士もしくは作業療法士あるいは看護師・准看護師の指示に従い適切な訓練を受けること。

《緊急時における対応方法》

第12条 通所リハビリテーションにおける従事者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに、主治医・介護者への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

《非常災害対策》

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処 する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 事業所に防火管理者および火元責任者を置く。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (7) その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

《事故発生時の対応》

- 第14条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《衛生管理等》

- 第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
2. 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《虐待防止について》

- 第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じる。
- (1) 虐待防止に関する責任者を置く。
 - (2) 後見制度の利用を支援する。
 - (3) 情解決体制を整備する。
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。

《その他運営についての留意事項》

- 第17条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
 3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 4. 事業者は、従業者、設備・備品、会計及び通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から会計、通所リハビリテーション計画書及び提供したサー

ビス内容の諸記録は5年間、それ以外の諸記録は2年間保管するものとする。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

《付則》 この規程は令和8年2月1日をもって改正されこれを施行する。